

—	—	書 記	鈴 木 孝 優
---	---	-----	---------

5. 議事事件

(1) 一般質問

6. 会議の状況

(9時00分 開議)

- 議 長 おはようございます。
現在の出席議員は14人、全員の出席を得ております。
これより令和2年大井町議会第1回定例会第2日を開議いたします。
本日議事日程は、あらかじめ配付したとおりですが、事務局に朗読させます。
- 事 務 局 長 (朗 読)
- 議 長 日程第1、これより一般質問を行います。
第1日目に通告4番までの質問を終了しておりますので、本日は、続いて通告5番、6番議員、熊田和人君から発言を許します。
通告5番、6番議員、熊田和人君。
- 6 番 改めまして、おはようございます。
通告5番、6番議員、熊田和人でございます。
私は、1、食品ロス削減の推進について、2、町長の政治手法についてを質問いたします。
一つ目の食品ロス削減の削減の推進……。
- 議 長 ちょっと、暫時休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)
- 議 長 休憩を解いて再開いたします。
6番議員、熊田和人君、お願いします。
- 6 番 通告5番、6番議員、熊田和人でございます。
私は、1、食品ロス削減の推進について、2、町長の政治手法についてを質問いたします。
一つ目の「食品ロスの削減の推進について」ですが、食品ロスの削減の推進

に関する法律が令和元年5月31日交付、同10月1日に施行されました。この法律の目的は、食品ロス削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とすることとあります。

2015年9月の国際連合において採択された2030アジェンダ、いわゆるSDGsで言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ大量の食糧を輸入し、食料の多くを輸入に依存している日本として、真摯に取り組むべき課題としています。

したがって、この法律にのっとり、地方公共団体の責務において次の3点について伺います。

(1) 地方公共団体は、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務を有するとあるが、施策の作成予定は。

(2) 毎年10月を食品ロス月間とし、特に10月30日は食品ロス削減の日となっているが、町民に周知が一切されていない。町広報、ホームページ以外での取り組みをお聞きいたします。

(3) 幼小中学校で給食の残食が多いと聞き及んでいます。町が取り組む食品ロス削減の第一は、給食ではないかと思われます。来年度から民間に調理委託を実施する予定のようでございますが、給食の食品ロスについてのお考えを伺います。

大きな二つ目の「町長の政治手法について」ですが、昨年来からの(仮称)新湘光公園道路問題について町長の判断が二転三転し、長としての資質に疑問を持たざるを得ません。

私が思うに、長の判断とは、選挙で選ばれ、町民が町政を付託すると理解しております。その長の判断がある方には納得できないことでも、一旦判断したならば、自信をもって突き進まねばならないと、私は思っております。

しかし、そこには丁寧な説明が不可欠であり、膝を交えて話し合うことが、町長の言う協働ではないかと、私は思います。

しかし、今回の経緯を振り返ると、令和2年度末までに車両の通行ができ

るよう工事を行い、供用開始を行うとはっきりと議会に出され、答弁されたにもかかわらず、一転供用開始を見送ると判断を覆しました。こうしたことが今後の町政運営に混乱を生む火種になってしまうことを理解しているか、甚だ疑問に感じます。

簡単に言えば、一旦長として判断を下したことが、少数の意見、50人から100人程度持っていけば、判断が覆るという前例をつくってしまったということです。今後このような事例があった場合、少数の意見を持ってこられたときには、判断は変えないなどということを町長は決して言うてはいけないと思います。つじつまが合わないことをみずから認めることになるわけです。今回私はやってはいけないことを、やってしまったとっております。

このようなこともあります。今回総括の意味を含め、聞いていかなければいけないと思いましたので、次の3点を伺います。

(1) 昨年11月3日・5日に開催された開通に伴う説明会になぜ出席されなかったのか。

(2) 同僚議員が一般質問で地域の声を代弁して訴えていたが、開通する判断を一旦決めたにもかかわらず、説明会で主旨違いの意見で判断を覆したことについての経緯は。

(3) 議員の一般質問には意見を聞かず、少数の意見には賛同することは二元代表制の一翼を担っている議員を軽視しているのではないかと思います。見解をお聞きします。

以上を最初の質問といたします。

町 長 おはようございます。

通告の5番、熊田議員の質問にお答えいたします。

1番「食品ロス削減の推進について」の一つ目の御質問にお答えいたします。

昨年10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、その第4条に地方公共団体の責務として、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されております。

現在の町の施策としては、消費者である町民に対し、食品ロス削減の必要性とその重要性に関することなどを広報を通じた啓発とともに、本町における

家庭から発生する食品ロスの発生状況を把握する組成調査を実施しております。

組成調査については、前年度は業者委託して実施いたしましたが、今年度は足柄東部清掃組合とその構成町である中井町及び松田町の職員が互いに協力して作業を行いました。

こうしたことで、本町のみならず他町における食品ロスの特性も知ることができました。

また、今後は県と各市町の担当者による調査方法や推進方法について、情報共有を兼ねた打合会が予定されており、このような場でも他の地方公共団体との連携体制を築きながら新たな施策の検討ができるのではないかと考えております。

なお、市町村が定めるよう努めるとされている「食品ロス削減推進計画」の策定については、基となる国の定める基本方針が現在パブリックコメントの段階であり、まだ国が策定していないことや、努力義務であることを踏まえ、現時点では考えておりません。

次に、二つ目の御質問ですが、10月が食品ロス削減月間に定められたことを踏まえ、町では10月1日号広報おしらせ版に、月間である旨と本町における食品ロスの状況を掲載し、その周知を図ったところです。

また、10月以外にも年末年始の宴会シーズンに合わせ、12月1日号広報おしらせ版では、「3010運動」及び「食べ切り運動」を推進する記事を掲載いたしました。

さらに、イベント開催日の都合により11月にはなりましたが、第10回大井町環境展では会場内に県提供の啓発ポスターを掲示し、講師を招いて行った講演会は食品ロス削減についての内容を話に加えてもらうよう依頼し、排出される食品ロスの現状と家庭でできる食品ロスの減量方法をお話いただきました。また、来場者には食品ロスについてわかる小冊子を配布するなどして、例年に増した啓発活動を行いました。

このような啓発活動を行いました。法の施行後まだ間もないため、町民への周知はまだ不十分であると認識しておりますので、町民が食品ロスに関する理解と関心をより効果的に深められるよう、食品ロス削減月間や食に

まつわる風習のタイミングを考慮しつつ、ホームページなどの多様なツールを活用した啓発活動と食品ロスに特化した組成調査を実施していきたいと考えております。

次に、三つ目の「民間に調理委託した際の食品ロスについての考えについて」ですが、委託になったことで食品ロスに関して考え方が変わることはありません。

調理業務は委託後も現在と同様に、栄養士が作成する指示書に従い行うこととなります。食品ロスの削減は、野菜の下処理から始まります。例えば、根菜類の皮はできるだけ薄く切る、小松菜などの葉物を切るときもできるだけ廃棄部分を少なくするなどです。野菜もできるだけ大きいものを納品していただくよう、生産者にお願いをしています。これは、できるだけ廃棄部分を少なくするためであります。ささいなことでも日々取り組んでおります。

残食量につきましては、毎日栄養士が幼稚園・学校から戻ってくる残食を見て、味つけの嗜好や提供量の確認をしています。

また、年2回実施している残食量調査では、その結果を園・学校に報告するとともに、保護者には給食だよりに掲載して、残食のないよう指導をお願いしております。給食は、子どもたちの丈夫な体をつくるために必要な栄養を考えた献立であり、提供量です。しかし、味の好みや料理の見た目により意見はさまざま、献立委員会において給食主任の先生から喫食状況の報告や、栄養士による給食時間の学校訪問を通して、味や献立の工夫も必要と感じております。

また、栄養教諭による食育の一つとして、幼稚園・小中学校の食育担当の先生の御協力をいただきながら、家庭科などの授業協力や保護者の給食試食会などを通して、食の大切さを伝えており、今後も引き続き取り組んでいきます。

さらに、できるだけ地場産のものを使用し、生産者を身近な存在として感じ、収穫までの苦労や工夫を伝えることによって、感謝の気持ちを育み残食の減につなげていきたいと思っています。

そのほか、毎月発行している給食だよりも食品ロス月間にはその削減について掲載をし、園・学校・家庭においても食品ロス削減の取り組みについて

考えるきっかけづくりをしていきたいと思っています。

続きまして、大きな二つ目の御質問について、細かく3点いただいております。

一つ目の御質問「(1) 昨年11月3日・5日に開催された開通に伴う説明会になぜ出席されなかったのか」についてお答えいたします。

町道391号線につきましては、庁内の4課1室で組織する検討会において交通安全対策等について協議・検討を行い、また、松田警察署交通課や県公安委員会の御意見等を伺った上での、対策であるとの報告を受けてまいりました。当時は、令和2年度中の開通を目指して進めていたことから、予算要求の時期であることを勘案して11月上旬の説明会開催といたしました。

そして、その内容が「開通を前提とした具体の交通安全対策」についての説明であり、住民の皆様には十分御理解をいただける内容であると考え、まずは関係する全ての課長及び担当職員により説明を行うことといたしました。

次に、二つ目の御質問「(2) 同僚議員が一般質問で地域の声を代弁して訴えていたが、開通する判断を一旦決めたにもかかわらず、説明会で趣旨違いの意見で判断を覆したことについての経緯は」についてお答えいたします。

当該道路の開通につきましては、前町長から引き継ぎを受けた「重要事項」の一つとして認識しておりました。

しかしながら、第4回定例会でも触れさせていただきましたが、私個人といたしましては「今の状況でもよいのではないか」との考えを持ち合わせていたことも事実であります。

結果、説明会参加者の御意見等について報告を受け、開通を急ぐことによる混乱が想定されること、また、開通に対して御理解をいただくための時間を考慮いたしますと、令和2年度当初予算編成には間に合わないことなどから、「当面開通を見送る」との判断をいたしました。

なお、事前に通告いただきました、また先ほどの登壇でも御指摘がございましたが、昨年の第2回定例会及び第3回定例会では「開通について町側の考え方」を述べるとともに、「地域住民の御意見も伺いながら、納得をいただいた上で進めたい」とのお答えをさせていただいております。

その後、第4回定例会におきましては、11月に開催いたしました説明会の結

果について詳細な報告を受け、「行政と町民の役割を勘案した中で、ここで性急に開通させる必要性は薄い」と、最終的に執行者としての判断をいたしましたので、決して「二転三転」したわけではありません。このところは、十分御承知おきいただきたいと思います。

最後に、三つ目の御質問「(3) 議員の一般質問には意見を聞かず、少数意見には賛同することは町民代表の議員を軽視している。見解は。」についてお答えいたします。

まずは、決して「意見を聞かない」あるいは「軽視」という考えは、全く持ち合わせておりませんことを申し述べさせていただきます。

第2回、第3回定例会における一般質問の答弁につきましては、「町の交通安全対策について一定の御理解を得られるもの」と考えて、答弁させていただきましたが、田村議員の御質問にもありました「地域住民の声」につきましても、「しっかりと受けとめなければならない。」「真摯に」というような言葉を使ったかといいますが、お答えさせていただきました。また、御質問の「少数意見」であるか否かにつきましては、明確に検証したわけではございません。

しかしながら、報告によりますと、少なくとも説明会に参加された方々の大多数が「反対」であり、町の説明に賛同される御意見が無かったことを勘案しますと、「潜在的な反対意見をお持ちの方は、出席者以上にあるのではないかと判断いたしました。かねてより、私は「協働のまちづくり」を進めていく中で、自分たちの町は自分たちでつくるという考えのもと、仮に少数の意見であっても、執行者としてよいと思う判断は真摯に受けとめ、取り入れていくべきであると発信をまいりました。これからもその考えには変わりはありません。

このようなことから、私はその考え方を提示し、町民や議会からの御意見を取り入れたまちづくりを、皆さんとともに進めてまいりたいと考えておりますので、まさに、当該道路につきましては、強引に推し進めるのではなく、総合的に検討した結果、町長として決断させていただいたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

6 番 いろいろ御答弁いただきまして、再質問はいろいろ指摘する部分があります

ので、順次していきたいと思いますが、まず食品ロスの関係について再質問いたしますが、まず1点目の施策の策定予定はないという答弁がありました。4条関係のほうの施策は策定する義務を有するとあるんですが、策定しなきゃいけないという法律の趣旨となっております。そして、努力義務も策定するかしないかの努力義務というのは、13条のほうの基本方針、こちらが努力義務の規定になっておるんですが、このことについて策定しなければいけない基本方針、策定義務があるほうはいかがなんでしょうか。

生活環境課長 議員おっしゃるとおり、食品ロス削減の推進に関する法律の第4条においては、「地方公共団体は食品ロスの削減に関し、国及びほかの地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する」と責務を有するということ、これをもってまた第13条においては、市町村は基本方針、これは国が定める方針です。まだ作成してございません。現在パブリックコメント中でございます。基本方針を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないと。ここが市町村の計画においては、定める、努めなければならないということで、ここをもって努力義務というふうに解釈しております。

町長答弁でも、現時点では策定のこの計画においての策定はないというような回答をいたしました。大井町におきましては、現在この国が公表している国民一人一日当たり193グラムの食品がロスされているというような数字が出てございます。

昨年度大井町が委託をかねまして、足柄東部清掃組合の町、構成町の3町と一緒に調査を行いました。その際に、大井町の一人一日あたりは全体で50.2グラム。この数字に関しましては、ホームページで公表してございます。この50.2グラムというのは、国が言っている193グラムと約36%の実情であるというような状況でございます。このような現状であると。

ですので、町民はやはり状況を見ていると、そんなもう無駄がないようなやっぱり食材は大事に使って、私は消費していると思います。

この大きな食ロスの問題に関しましては、やはり事業主、食品関連業者の排出物がやはり多いというようなことを、状況を踏まえて国民みんなでその辺のものを食ロスを抑えていきましょう、要するに推進していきましょうとい

うような考え方であります。現在はそのような状況であると。

今年度も調査しましたら、大体10%、ちょっと増えているかもしれませんが、現状としてはすごく多い、大井町が特段200よりグラム多くて、国の平均を飛び越えて多いというような数字ではないというような状況を踏まえて、まずはリサーチを今始めておりますが、現状の調査を行って、そこで何に対してこれから何が課題であって、何に対して推進していくのか。その辺を踏まえるためにまずは調査を行っております。

そこで、それをプラス皆さん町民に広報おしらせ等、また周知してこの辺の啓発を行って、まずは状況をしっかりと踏まえるという、そういったことで、まずはそのような周知を行っていくということを考えております。

ですので、まずもう一度言いますが、まずは国のほうの方針ができていないと。その辺でまずは市町村のやるべきことを、まずはその辺も理解して調査を行う。その上で、ある程度施策で食ロスを推進していくものがあれば、町としてやっていきたいと考えています。

6 番 今の大井町の現状がよくわかりました。確かに全国に比べれば少ないということが調査されて、実証されているとは思いますが、ですからといってそれで何もしなくても、何もしないと言うとちょっと語弊がありますけれど、やらなくてもいいというわけではなくて、やはり引き続き啓発はしていかなければいけないのかなど、私は思っております。

一つ確認なんですけど、今国がパブコメでそういうふうはまだ策定していないと。国のほうでできましたら、町のほうでもやはり施策の策定のほうはしていくのか、それとも様子を見てまだ時期尚早なのか、そこだけお聞かせ願います。

生活環境課長 議員、後段でおっしゃったとおり、まずは現状を踏まえて状況を見て策定する機会に関して検討していければと思っております。

以上です。

6 番 よくわかりました。

では、2番目のその10月の食品月間との10月30日の食品運動削減の日の啓発について、私申しわけなかったんですけども、この法律を見て初めてこういう月と日があるなということを知りました。ということは、大半のか

たもやはりこういう月とか日があるというのは、ほとんど知らないのではないかなと思っておりますので、ぜひ町で集中的に近づきましたら周知をしていていただきたいと思うんですけど、そう考えているのはありますか。

生活環境課長 町長の答弁にもお伝えしましたが、10月1日に広報おしらせ版で周知させていただきます。ごみの減量大作戦、そして10月1日の広報おしらせ号にもごみの減量大作戦ということで、こちらに関しては「3010運動」そして、あと「食べ切り運動」に関して周知いたします。あと、環境展においてポスターの掲示等、また講師にも依頼をして環境講演会の中で、まずはその食ロスに関して、まずは課題ごとだとか、その辺の必要な量を踏まえて購入し、食ロスをしていくと、消費していくというようなことをおっしゃっていました。

議員おっしゃるとおり、その辺の周知がやはり足りないということは、認識しております。今後その辺も踏まえて、より一層また周知の方法を皆さんにわかりやすく、ダイレクトに伝わるように、今後やっていきたいと考えています。

以上です。

6 番 ぜひ、お願いいたします。

それでは3点目の給食の残食についてなんですけど、結構私も見守りをにこパトでやっているさ中、ちょっと小学生の子どもたちに給食の残食って多いのと聞きましたら、やはり相当多いということは、おっしゃっていました。それがクラスごとに違うのかもしれないんですけど、やはり多いことは確かでございます。

そして牛乳も余っているのどうしているのと聞きましたら、ある子どもは、残っている食材の中にパックを開けて、そのまま一緒に残っている食材の中に入れて、返していますよということをおっしゃっていました。

そうなりますと、やはり残食というのは、多いのかなということで、この御質問をさせていただいたんですが、わかる範囲で結構ですので、残食のその推移というのが年度でわかるのであれば、ちょっとお答え願いたいと思います。

学校給食センター所長 確かに小学生の残食というのは、中学生と比べると多いという傾向にあります。また、そのクラス、そのクラス、またその年、その年によっても残食

にいろいろと増減は発生はしております。

ちなみに今年度行いました残食量調査につきましては、小学校につきましては2回行っておりますが、11月に行いました小学生の残食率は平均すると3.9%。中学校におきましては1.8%。これは、牛乳も含んだ残食率でございますが、6月におきましては小学校は9.4%、中学校においては4.2%となっております。大体毎年同じような傾向でございます。

牛乳の残食につきましては、議員のおっしゃるとおり学校で廃棄するのではなくて、食缶に入れて戻すという形になっております。牛乳におきましては、やっぱり排水除外施設のあるところで、流さないといけないということになっておりますので、そのような状況でございます。

- 6 番 率直にもったいないことをやっぱりしているなというのが、率直に私も思っております。例えば、牛乳が余っていたら、昔でしたら持ち帰りとかあったと思うんですけど、今はちょっとそういうのは難しいのかもしれないけれども、何かしらこういう残食が少ないとはいへ、あるということであれば、何かしらの施策が、施策というとおかしいですけど、手だてで減らしていくようなことを、何かしているのかなとお聞きしたいんです。例えば、毎朝その出席日数が朝各学校でわかれば、その人数をすぐ給食センターにお知らせして、その人数分だけつくるとか。ちょっとそれが時間的に難しいのかもしれないけれども、そういうこともやってできないことはないのかなと、私自身は思っているんですけど、そういう面も含めて何かしら残食に対しての町としての施策というのは、あるいは今町長が答弁したこと以外で何かされているのかお聞きします。

学校給食センター所長 牛乳におきましては、やはり実は牛乳が一番、急遽その児童生徒の人数が変わったときに、対応ができていく部分でございます。といいますのは、牛乳というのは委託に県の学校給食会を通して牛乳屋さんが直接各園、小・中学校のほうに配送しておりますので、その数を急に変更するということは、まずとても難しいことであり、できないことであります。3日4日は、その日にちが必要になるわけです。今回学校が休校になったということで、この給食が停止になるということで、一番できにくいことが実は牛乳だったんです。その牛乳につきましても、今回は業者の配慮によりまして、3月2日からと

めるということをしていただきましたが、ちょっと牛乳に関しては無理がございませう。

また、牛乳は賞味期限が大変短いので、その給食で飲みきれなかった部分というのは、やはり廃棄という形になります。

そのほか残食について、センターは何かしているかということにつきましては、やはり食育という部分になりますので、そこにつきましては町長の答弁にもありましたように、保護者向けの給食試食会であったり、また食育担当者会議を通しまして、給食試飲の先生だったり、そういう部分からもいろいろと残食に向けた取り組みというのは必要となっております。

以上です。

教 育 長 食品ロスの関係ですが、栄養士が先ほど申しましたように確認している中で、味つけ等についてをやはり工夫したり、それから御飯なんかは量を減らしたりしております。ですから、子どもたちの様子を見て、ときには足りないときは増やしたりとかというようなことをして対応しているところもございませう。合わせて答弁させていただきます。

6 番 町としてもいろいろ手だてはしているということで、理解いたしました、やはり食品ロス、私はこの数字でも多いかなと印象を持っていますので、引き続き減らすように努力をしていっていただきたいと思ひます。

最後に昨日全協のほうで、今回コロナの関係で学校が休校になりましたので、給食センターは影響ないということだったんですが、もう既に仕入れている部分も食材というのは、少しはあると思ひます。そういうものはどうされる予定なのか、最後にお聞きします。

学校給食センター所長 確かに2月の末に、最後に納品されたという物がございませう。それは具体的に言うとハムであったりベーコンであったりという物で、賞味期限もそう長くはないものでございませう。こちらにつきましては、本当に胸は痛むのでございませうが、そこは廃棄をせざるを得ないと思ひしております。

ただ、その廃棄につきましてもごみとして出すのではなくて、中井町に養鶏場、鶏を飼育しているところがありまして、そこに鶏のエサとして渡すということを考えております。

以上です。

6 番 わかりました。日もちをするものだと最近テレビのニュースとかで、安く住民に売っているとかいうのも見っていますが、大井町に関しましては、日もちをしないということで、そういう焼却処分にしないで何かしらに使っているということで、安心いたしました。

では、大きな2点目です。町長の政治手法について質問を移らさせていただきますが、まず一つだけ私確認をしたいんですが、今登壇での答弁の中で令和2年度末に開通するということを目指していますが、あくまでも町民の皆様意見を聞いてというくだりがあったと思うんですけど、まさしく去年の6月の田村議員に対してそのように返しております。

しかしながら私は、この6月の答弁でもう開通をするんだということを、町長自身がお決めになったんだと、私は解釈したんです。そののところをもう一度御説明願いますか。

町 長 当然まだ町民の声も聞いていない、町民と反対の意見も既に入ってきました。その中でその時点で決定事項という形で、答弁したつもりはございません。議事録にそんなことが書いてあったんなら、本当にちょっと信じられません。

6 番 わかりました。私の勘違いなのかはわかりませんが、そういうことであるならば、その11月の説明会は当然、題名は「開通に伴う説明会」という題名でした。これを見る限りもう開通するのは決定事項なのかなというふうに思ってしまうと思うんです。それを含めて今私は6月に決めたんだなどお聞きしたんです。

先ほどのなぜ出席されなかったのかという答弁が、ちょっと私は答えになっていないなと思ったんですけど。では、意見を聞かなければいけない。意見を聞く場をこの説明会に求めるのであれば、まず出席をされて、膝を交えて町民と意見を交わさなかったのか、私そこが一番疑問に思っているんです。最後に協働のまちづくり。もう何回も聞いていますよ、そんなこと。やっていることは全然協働のまちづくりやっていないじゃないですか。全く真逆です。最後なぜ出席されなかったのか、お聞きします。

町 長 確かに公務が重なっていたのも事実です。私はそっちを欠席してでも、出るべきかなという思いもありました。しかし、町としてはあそこを開通するための説明会ということで開催しました。そこで私が仮に出ていったところで、

私は先ほども申しましたように、あのままでいいんじゃないのかなという思いもありましたので、そこで答弁するのも非常に難しいところではありますし、出てきた町民の方々の意見もまずどんな、どういう状況なのかを把握したいという思いもありました。私が出たところで、そこでそれこそ先ほど言ったように二転三転になる可能性も十分あると思いましたので、私は町として前町長からの引き継ぎ事項なので、多少私個人的にはいろいろな思いもあったけれども、その方向で進むべきだろうという判断をいたしました。その中の説明会でございます。その中の説明会の結果を得た中で、あそこまで反対意見があるんだな、どうなんだろうということで、町職員ともいろいろ協議をした結果の判断であります。

- 6 番 2日間日程をとっておりました、両方とも公務に入っていたのか、それとも、まあ、入っていたのでしょうか。欠席されたのですから。ですけど、2日間あるうちに1日でも私は出席するべきではなかったのかなと思うんです。その公務がほかの方にかえられるのであればの話ですけどね。私初日出席させていただきましたけれども、もう課長が責められて、責められて、もう気の毒でした。あそこに出席されている方々の大半ははっきり反対の方です。もう今回の開通に伴う安全施設についての説明を主にされていたんです。その安全施設のことについて、意見が現実的に出るのかなと思いきや、もう全然違う意見でしたよ。最初から開通反対。なぜ開通をするんだと、そういう意見が7割、8割でしたよ。課長は答えられるわけないですよ。決めた本人は町長ですから。出席者の中にもいましたよ、何で出ないんだよと。でしたらせめて副町長が出るべきなんじゃなかったのかなと、私は思っていますよ、今でも。ですから、答えられる人が出席されていなくて、課長以下の職員の方がもう矢面に立たされて、責められていて、本当に気の毒でした。

結果、意見を聞いてそれで開通を見送りました。じゃあ今まで一生懸命開通に向けてやっていた職員の立場って何なんですかと、私は言いたい。そして、直接話を聞いていない、後から聞いた報告を受けた意見について、覆しました。覆したという言い方はおかしいという話ですけど、私の感覚は覆すという感覚です。それを平気と言っちゃおかしいですけど、昨年12月の一般質問の答えで見送りましたということをおっしゃられたときに、私ははっきり驚

きました。私はまず2点問題、今回の件について問題があったのではないかと。

一つは、なぜこの開通に伴う説明会よりも前に、せめて地域の方々の意見を聞く場を持たなかったのか。それは、裏を返せば議員が地域の声を聞いて、代弁して意見を言いました。それで地域の声は十分わかったと。そしてさらに以前に地域の自治会長のお話も聞いたと。そして、若いお母さん方の意見も聞いたということで、十二分に状況はわかっていたにもかかわらず、令和2年度に向けて開通したい。言っていることは、私もそもそもおかしいと思う。そういうことをわかっておきながら、なぜそういうことを言うのか。最初から延期するんだったら、なぜ6月の時点で延期しますと言えなかったのか。ですので、協働ということを行いながら、意見を聞く場を持たない。そして、説明会を私も主旨違いの意見だったと、今でも思っています。なのに、出席もしないで何が協働なんですか、と私は言いたい。

そしてもう1点は、今回職員に矢面に立たせて、はっきり言って嫌な仕事ですよ。答えることもできない。ただ、責められる。だから職員の仕事じゃないですよ。それを平気でさせて、じゃあ次からは今後4月から協働推進課というのを設置するという案件も出ていますけれど、私が思うに協働ということは、私が町長に感じていることです。協働という意味をはっきりわかっていないと思うんです。わかっていないことを職員に協働のまちづくり、協働推進課やってくださいと言ったときに、わからない人がわからない職員に説明しても、わかるものではない。

そして、これからも担当職員を自治会についてもらうということは、続くんでしょう。そのときに意見を言う場合は、会議に出席しなくても後から自治会長から報告を受けたこと、それを判断すればいいということになってしまいますよ。私はその場に自治会の方々と一緒に膝を交えて意見を聞くのが、担当職員の役目でもあり、協働のことだと思っているんですけど、今町長がやっていることを、同じことをやってもおかしくないんです。後から意見を聞いて、判断します。それが本当に協働のまちづくりなんですかということを知りたい。その2点、私は危惧しています。いかがですか。

町長 質問の趣旨が何なんだろうというか、地域担当の話にも及んだんですが、私

は最初から町の方針をしっかりと示しております。開通したいと。そのための安全策を説明会で説明いたしました。

ところがその説明会では、その安全対策に対しての納得が得られなかったという状況であります。あくまでも説明会ですから、説明させていただきました。納得が得られない。そして、先ほど論点がずれたようなことでしょうけれども、担当職員がかわいそうだという言い方をされました。担当職員のために行政をやっているわけではありませんので、町民の思いをしっかりと行政に反映するためにやっているものであります。

仮に職員がその場で、もちろんちゃんとコンセンサスをとった中で、私との意思疎通をした中で、説明会に出ておりますので、最終決定をする場ではないと私は思っております。

職員にも言いました。場合によってはこれは考えなおさないといけないかもしれないなということを、私は言ったつもりです。そういう意味で、あの説明会の議事録をしっかりと読まさせていただいて、職員といろいろ話し合った中で、職員も納得していただいた中で、じゃあ私の判断ということで、あそこは当分見合わせにしようと、無理にやるほどのことでもないだろうと。きちんと安全対策がとれる、そしてまたあそこの広場そのものを今度どうするかということも、まだ未定であります。場合によったら道路も含めて何かに活用できる場合もあり得るだろうという想定もあります。その辺がしっかりと決まっていないときに、あそこにしっかりと道路をつくっちゃって、町民の反対意見を押し切って、町の決めたことはやるんだと言ってやるのは、それも確かにリーダーシップかもしれませんが、それほど深刻になってあそこを通過させる意味合いもさほどないものかなと。確かに開通してほしいという声も、何件かはあったとの報告を見ました。

しかし、今回のあの説明会の中では、ほとんどの人、全員と言っていいのか、反対の人しか来ないという言い方もありますけれども、あれだけの人があれだけの声で、今までになかった、大井町では。知りませんよ、会合に出なかった、そんな話知りませんという人が多いように見受けられた中で、あそこまで町民の意見が声にあがってきたということは、ある意味私は協働のまちづくりという意味では、うれしく思っています。

ただ、町の言うことを全部やるのは、正しいことではありません。町民の言ったことは全部受け入れることは、正しいことではありません。両方の意見を吸い合わせながら、みんなで考えて、あそこはどうしようかということを考えてなければ、それが協働の町だと思っています。まさに今回はいい例が出たなと思っています。その内容ですよ、その話ね。行政で決まったこと、法で決まったことを反対されても、これはきちんと筋道を通して説明したいし、意見を聞く、そして変えられることは変えなきゃいけないけれども、大幅に覆すようなことはほとんどないでしょう。

今回熊田議員が私に二転三転と言いましたけれども、私は一転しました。それは町民の声を、そして先ほど言ったようにあそこをそこまで無理やり開通させる意味合いもない、それほどのことでもない。しっかりと体制が取れた中であそのことを考え、開通することがいいことだということも、また町民の皆さんにも、もちろん議会の皆さんにも御同意をいただければ、そのように政策としてやっていきたいと思います。

そういう意味で、私は一転はしましたが、二転三転しておりません。あのような一般質問の皆さんに目に触れるような書類に二転三転というようなことを書かれるのは、本当に不本意です。そのところだけは、先ほども申し上げましたけれど、しっかりと議員としての発言の責任をもって、書いていただきたい。そして、発言していただきたいと思います。

- 6 番 今の言葉そっくりお返しします。まず、3月に町で町道認定しましたね、あそのの。その時点でもう開通するということは、決定事項だったんじゃないんですか。それに向けての6月の発言であり、11月の説明会であると、私は認識しているんです。6月でもう開通するということが、もう決定されたと、決めたということで、この11月の時点での説明会というのは、私はもう大分前から入っていたと思っているんです。開通に向けてどのように安全策を講じなきゃいけないか、という説明会だったというふうに私は理解しているんです。

ですから、もう通すなという意見というのは、もうそういう意見は終わった意見だと、私は思っているんです。その意見をなぜその場に出さないか。来た方の気持ちも考えればわからないでもないです。そういう自分たちの意見

を言う場がなかった。それがあそこの場合しかなかったので、出たということも理解しているんですが、もうその通す、通さないの議論というのは、終わった議論だと私は思っているんです。

12月の答弁を見ますと、その信号機云々の話が出ていました。その信号機ははっきり言って、あそこにつけるといことは大変難しいと、説明会でも課長がおっしゃっていましたが、私もそう思います。なぜかといいますと、緊急性がまずないんじゃないかと。松田管内で、警察署管内でその他緊急性を要する所が多分あると思うんです。その順位というのは、あその場所に関しては、相当低いということで、まず早急につけるといことは難しいと。

しかしながら、警察との交差点協議の中で、このようにいいでしょうということ踏まえての説明会だったと思うんです。違いますか。そういうふうに課長が説明していましたが、では、その物事を進めることに対して、100%賛成、100%反対ということ、そういう意見がおのおの出たきて、それをどっちかによる。100%反対、賛成ということ物事の説明についてはできないと思うんです。お互いが譲歩して納得できるように、今回については安全策を担保して通しましょうということ、町は進めるためのその説明会だったと思っているんです。それは、信号機に関して難しいから、今回も見直したという、私はその意見は全く理解できません。

なぜならば、警察のほうでこれでオーケーですよというふうに言われているにもかかわらず、信号機なければもっとだめだという意見が出ましたよ、はっきり言ってそれまで。でもそれは、根岸上の、私が以前に質問した交差点と同じじゃないんですか。事故は運転手の責任だとおっしゃっていましたが、交差点改良したから、事故が増えたなんて、そんなことはありませんと。それと同じなんじゃないですか。あくまでも安全策を講じて、ここまでできれば大丈夫だということ警察のお墨つきがついて説明して、いざ事故が起きたら、それはもう運転手同士の責任だということ、はっきりと何で町は言わないんですか。だって一貫性がないじゃないですか。こっちは何も、問題なくここで解決しましたよ。こちらに関してはまだ行ってもいないのに、そういう意見が出たら、引くかもしれない。まさしく一貫性がないと私は思っております。

一旦こういうふうを決めたのであれば、一貫性をもって進めていくのが、私は行政だと思うんです。その意見というのも、十分に聞いているはずなんです。それを後になって、またこういう意見出ました。じゃあ、違うふうになりますと言ったら、このまま同じようなことをやっていかないといけないんじゃないですかと、私は言いたい。そこお答えください。

町 長 一貫して、町や私は同じ行動をとっておりました。しっかりと意見を聞いて進めたいということでありました。

先ほどの交差点の話も、あれは法律的な問題で町が解決できる問題ではないと思います。今回の公園の信号は交通安全対策が全て完全には、あれだけの反対な意見から進めるのは、これ以上ごり押しでも無駄だろうと。逆に皆さんがいい気持ちしないだろうし、あそこはとりあえずこのまま置きましょうということで、たったそれだけのことで、どういうつもりで熊田議員が質問しているかはわかりませんが、一体反対なのか、賛成なのか、あそこをどうしたらいいと思っているのか、あのままだいいと思っているのか、あえて聞きませんが、結果は私としてはよかったと今は思っています。

ただ、今後は少し先ほども申し上げましたように、どうするかは考えていかなきゃいけない。信号のことも場合によったら、町民の皆さんが本当にそうやって運動を起こすなら、それはまたそれでいいでしょう。そして、法の壁に突き当たるのも、それもいいでしょう。法の壁に突き当たったとして、当たったところで、いろいろ考えることが出てくるだろうと。そこまで意味深かかもしれませんが、協働のまちづくりという言葉で、一生懸命みんなで一緒につくろうと、そういう思いであります。

したがって、私は二転三転しておりません。一転しました。ずっと通すつもりでいました。心の中ではいいのかなという思いもありました。しかし、立場上それは言いません。私も議会も承認しました。あの土地全体を買うときには、たった一人私だけが反対しました。議員のときに。目的もないのに買っていいのかなという思いもありました。でも、いろんな説明の中で、これは納得しました。納得したことですから、押し進めます。今町道のところで、議員の皆さんも納得しているんですけど、こういう状況になりましたんで、その辺の今後のことも考えた中で、前向きな、前を見た希望のある発

言、そういった御意見をいただければありがたいと思います。とにかく一生懸命皆さんとまちづくりをやりたいとは思っています。

- 6 番 もともと、そもそもなんですけれど、町民の意見を聞くということの機会を設けなかったこと自体が、この事態を招いてはないんですか。何で、この開通にともなう説明会のときの意見を、当然町民なんですけれど、その議論というのは私は終わっていると思うんです。何でその前に6月のその開通の答弁をしているときに、なぜその前に意見を聞く機会を持たなかったのか。そこだけです、問題は。私はそう思います。

代弁して議員が言っているんですから、それで意見がわかったという立場だろうけれど、私は違うと思いますけれど、いかがでしょうか。

- 町 長 反対意見が大分私のところにも届いておりましたので、その説明会も一つはそういった意味合いの場になろうという判断はいたしました。私が出ていったところで、私のその意思がその時点では変わっていませんでしたので。

だけれど、そういった反対の意見を聞いたことによって、一転させていただきました。ただ、それだけのことであります。説明会というのは、名称は確かに不適切だろうなと私も職員には言ったことはありますけれども、皆さんの意見を聞いた中で判断しようという思いでありました。

以上です。

- 6 番 そういうことを言うのであれば、日にちをずらしてでも出席するべきだったと思います。それが、私は町長の責務だと思います。

以上です。

- 議 長 以上で6番議員、熊田和人君の一般質問を終わります。

引き続き、通告6番、14番議員、石井勲君。

- 1 4 番 おはようございます。通告6番、14番議員、石井勲です。

「令和2年度当初予算を問う」の質問項目で、町の考えを伺います。

令和2年度予算概要が発表され、4月からの新年度予算が今定例会に上程された。小田町長が一から積み上げた本格的な予算である。その規模は一般会計でも特別会計・企業会計を含めた全会計においても過去最大の予算規模であります。町長の思いが込められた、町民が期待する予算に仕上がったと考えています。